

尾張旭市監査公表第8号

令和6年1月30日付け尾張旭市監査公表第2号をもって公表した定例監査結果報告について、令和6年1月31日付け5広第54号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年3月1日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 若杉 たかし

企画部広報広聴課

監査の指摘事項	措置状況
尾張旭市魅力伝承番組制作放送業務及び広報おわりあさひ発行業務委託において、随意契約の内容の公表が行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約の内容の公表を行うこととしている。	指摘事項につきましては、公表完了の確認ができていませんでした。随意契約ガイドラインに基づく適正な事務を行い、確認まで徹底します。